

平成 30 年 7 月 19 日

各水域学連委員長 様

関東学生ヨット連盟
テクニカル委員長 神代 幸介

予備マストの各水域における事前計測の実施について（通知）

このことにつきまして、2018年度全日本学生ヨット個人選手権大会に参加するある水域の選手から当水域評議員へ「予備マストも各水域で実施する大会計測時に事前計測を行いたい」との要望が届きました。

大会計測実施手順を定めた「全日本学生ヨット選手権大会」大会計測実施手順について（平成5年6月1日 通知）では予備装備品（マスト等）の事前計測については特段定めがありません。そこで、関東水域テクニカル委員会において協議した結果、予備マストの事前計測は「2018年度全日本学生ヨット個人選手権大会」においては、次のとおりとしますので、参加選手への周知をお願いします。

- 1 予備マストの事前計測を実施するか否かは各水域(選手)の判断とします。
マストを破損し、事前計測未実施のマストを使用した場合は、従前どおり大会テクニカル委員会が計測を実施します。
- 2 予備マストの事前計測を実施した艇は別添の大会計測証明書（予備マスト事前計測用）を使用して下さい。
- 3 事前計測済みの予備マストにも計測印を押すか、計測員のサインを記入して下さい。（無い場合は事前計測済みマストとは認めません）
- 4 同一クラスにおいて複数の予備マストの計測を実施する場合は、マスト及び大会計測書にナンバーを記入して下さい。（例 予備マスト No1）
- 5 大学内で1本のマストを複数艇で予備マストとして共用することも可としますが、すべての艇に装着して計測を実施し計測証明書に結果を記入して下さい。
- 6 計測証明書の記載等に不備があった場合は、大会テクニカル委員会が再度計測を実施します。

以上